

平成28年1月より

マイナンバー制度が始まります④

たかはし労務コンサルタント事務所
社会保険労務士 所長 高橋真悟

みなさんの企業ではマイナンバー導入の準備は順調に進んでいますか。マイナンバーに関する相談を受けていると、どういう声をよく耳にしました。そこで今回は取得方法について改めて考えてみましょう。

マイナンバーを取得する際は「利用目的の明示」と「本人確認」が重要でありますことはご理解いただいていることと思います。では、その点を踏まえて実際にどのようにして取得するのがよいのでしょうか。

マイナンバーを取得する際は、まず考えられるのは従業員を集めてマイナンバーの提供を求めるケースです。マイナンバーを確実に得るために、まずは業員を踏まえて実際にどのようにして取得するのがよいのでしょうか。

認する通知カード等の持参を忘れる従業員は数名いるかと思いますが、一度の機会でまとめて取得できるので取得漏れや紛失防止の効果が期待できます。さらに従業員に対し、自社の安全管理措置を説明できる機会であることも大きなメリットといえるでしょう。マイナンバーの取得には従業員との信頼関係が非常に重要です。この機会を有効に活用し信頼関係の向上を図りましょう。

マイナンバー制度対応支援 初期総合コンサルティング

対応策の検討はお済みですか?
その対応策は十分ですか?
逆行きすぎではありませんか?
マイナンバー制度対応支援コンサルタントが企業をご訪問し、企業の状況に合った対応策の構築をアドバイスいたします。

- マイナンバー制度対応支援コンサルタント
たかはし労務コンサルタント事務所
所長
社会保険労務士 高橋 真悟 氏
- 費用 3時間 50,000円(税別)

— お問い合わせ・お申し込み先 —
当協会 総合受付(☎052-961-1666)

ができる方法で送付することが望ましいでしょう。コストが気になる場合は部署単位でまとめるなどコストを抑えた方法を検討する必要もあるかもしれません。また、目隠しシールなどで情報が見えないようにすることは漏えい防止に有効な方法です。

かかるコストが望ましいでしょう。番号の確認ができるだけでなく、ネットワーク経由での漏えいになる恐れがあります。

打ち込むことはやめましょう。番号の確認ができるだけではなく、ネットワーク経由での漏えいになります。

よいか。番号法施行規則11条によると個人番号カード、通知カード、運転免許証等のコピーを送付してもらいマイナンバーと本人であることの確認をすることがあります。では、その送付された書類の扱いはどうしたらよいのかという問題になります。番号法ではコピーの保管義務はありません。つまり保管するのか廃棄するのかは自社で判断します。番号法ではコピーの保管義務はありません。もちろん保管するのであれば適切な安全管理措置が必要です。廃棄する場合でもいつどのように廃棄したのか記録しておくことも重要です。マイナンバーに該当すると考えられるので、書留など追跡

書面の送付やメールでの提供方法の場合、適切な方法で授受できるかは送信者の認識にかかっています。事故防止のためには送付方法を正確に理解してもらうことが非常に重要です。